

焼却灰運搬業務仕様書

当仕様書は、香芝・王寺環境施設組合（以下「発注者」という。）が運営する一般廃棄物処理施設から排出される焼却残渣（以下「焼却灰」という。）を受託者が運搬車両により指定場所まで運搬する業務の委託に関する仕様書である。

1. 業務名 焼却灰運搬業務

2. 業務場所 奈良県香芝市尼寺615番地 美濃園

3. 履行期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日

（本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、発注者より当該契約を変更又は解除することがある。）

4. 搬出物の種類及び見込量

焼却灰（主灰及び飛灰）見込量 ※別紙1参照

	搬出量	搬出回数	搬出月数
R6年度	2,386トン	257回	7ヵ月
R7年度	4,235トン	456回	12ヵ月
R8年度	4,235トン	456回	12ヵ月
R9年度	4,235トン	456回	12ヵ月
R10年度	4,235トン	456回	12ヵ月
R11年度	1,849トン	199回	5ヵ月
合計約	21,175トン	2,280回	60ヵ月

- ① 契約後の業務量を保証するものではない。あくまで入札金額を見積る際の参考にすること。
- ② 1日あたり10トン車両1台で3回の搬送が主となるが、美濃園の稼働状況や下記5に記載の搬入先施設の受入れ状況等によって搬送回数が変動する場合がある。

5. 搬入先 大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）
（指定場所） 堺基地（住所：大阪府堺市西区築港新町4丁4番）

※ただし、センターからの指示により搬入先が変更となる場合は、当該指示に従うこと。

6. 搬入経路 搬入経路（往路）については次の経路を指定する。また復路は搬入経路（往路）の逆の経路を指定する。（R4.12改定堺基地廃棄物搬入要領より）

（出発地）美濃園 → 香芝 IC（西名阪自動車道） → 三宅 JCT（阪神高速大和川

線) → 三宝 JCT(阪神高速4号湾岸線) → 出島 IC → 大阪臨海線 → 堺市道臨海1号線 → センター堺基地 (到着地)

※搬入経路については、最新の堺基地廃棄物搬入要領を参照し、上記に変更が生じた場合は発注者に報告の上、対応すること。なお、往路も復路も有料道路等を使用していることの確認のため、調査若しくは必要な報告を求めることがある。また、このことについては当業務委託契約書にも記載する。

7. 委託料の支払方法

- ①委託料は、月単位で取りまとめたセンター受入重量(整数トン)に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、四捨五入するものとする)を加えた額を支払うものとする。

※入札書に記入する金額は、焼却灰運搬1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)とする。

- ②受託者は、毎月の委託業務を完了したときは、当該月の業務完了報告書、センターの計量伝票及び請求書を発注者に提出すること。

8. 運搬車両 原則として運搬業務には発注者が貸与する車両(焼却灰運搬車両の使用条件等仕様書参照)を使用するものとする。ただし、故障、定期点検整備、継続検査等により代替運搬車両(以下「代車」という。)を使用する場合の基準は次のとおりとする。

- ①代車は、受託者が手配すること。
- ②代車は、美濃園の運営に支障をきたさないよう、貸与する車両が使用できなくなった日から起算して3日以内に手配しなければならない。
- ③代車は、10トンダンプ車とし、発注者が貸与する車両と同等のもので美濃園で積込が可能なものであること。
- ④代車は、センターが示す堺基地廃棄物搬入要領の基準を満たす車両であること。
- ⑤代車の「空車重量計量票」は、事前にセンター指定の基地で受託者が発行を受けること。
- ⑥代車は、上記4記載の搬出物の運搬車両として発注者が改めてセンターへ登録するため、受託者はその登録に係る必要資料を発注者へ提供すること。
- ⑦代車は、汚水等が流出しない構造であること。
- ⑧代車は、自動車排出ガス規制に係る法令を遵守するものとし、可能な限り低公害車を使用すること。
- ⑨上記規定に違反し、受託者の責に帰すべき事由において代車の手配が出来ない場合、当該期間中に発注者が受けた損害はすべて受託者が負担するものとする。その場合において、受託者は発注者が行う事実確認の調査等に誠実に協力すること。

9. 業務従事者

- ①運転手の業務に従事する者(以下「運転業務者」という。)は、大型自動車第一種運転免許を有すること。

- ②受託者は、運転業務者が保有する業務資格がわかる資料とともにあらかじめ文書により発注者に届け出、発注者の承認を受けなければならない。変更する場合も同様とする。
- ③受託者は、運転業務者に対して、業務従事前には毎回、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認し、記録を行うこと。
- ④受託者は、毎年定期的に運転業務者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には、運転業務者の健康状態に留意し、当業務遂行に支障があると判断された場合には、代替の運転業務者を手配すること。
- ⑤受託者は、運転業務者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

10. 焼却灰の積み込み

- ①受託者は、焼却灰について主灰（燃えがら）と飛灰（ばいじん）を混載せず別々に積載し、運搬するものとする。
- ②焼却灰の積み込み開始から積み込み終了まで（約1時間を要する。）は、受託者は運転業務者を立ち合わせるものとする。なお、車両の移動のみ実施する場合でも受託者（運転業務者）は立ち会うものとする。
- ③焼却灰の積み込みは、発注者が別途契約している関係業務受託者が行うものとする。また、焼却灰の積み込みのための車両移動における受託者の過失に起因する車両の損傷については、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- ④受託者（運転業務者）は、焼却灰の積込後、発注者が指定する計量機で計量を行い、正味重量の確認を行うものとする。
- ⑤焼却灰の積込時間は、午前8時30分から午前11時30分と午後1時から午後3時とする。ただし、焼却施設の運転状況により上記時間外であっても焼却灰の積み込みを行うことがあり、受託者（運転業務者）はこれに応じるものとする。
- ⑥積込量（運搬量）は、発注者の指示によるものとする。また、その積込量の多少による委託料の差について発注者は補填しない。なお、焼却施設の運転状況により、1トン程度でも搬出を行う場合がある。
- ⑦積み込み完了後、受託者（運転業務者）はその責任において車両の異常等を確認し、焼却灰等の飛散防止に努めなければならない。

11. 運搬日・時間及び運搬日数等について

- ①運搬業務は、発注者が作成する計画表に基づき行うものとする。なお、原則運搬日は平日とするが、土日祝日に運搬する場合もある。発注者の操業状況及びセンターの受入状況により運搬量及び回数が計画表から変動する場合は、発注者の指示に従うこと。
- ②受託者は、運搬日時等の指定をすることはできない。
- ③発注者施設内の入退出時間は、午前8時30分から午後4時までとし、センター入退出時間は午前9時から午後4時30分までとする。

④美濃園の敷地内運行については、徐行運転に努め、発注者から指示があればそれに従うこと。

12. 運行及びセンターへの運搬について

- ①焼却灰の運搬に係る交通費、燃料費その他費用一切については受託者の負担とする。
- ②発注者から連絡を受けて緊急に他の基地へ焼却灰を運搬する場合、その運搬に関する諸費用は、受託者の負担とする。また、センターからの依頼により、他の基地へ運搬先を変更する時は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- ③センターの受入基準に適合しないなどの理由で焼却灰を運搬先に搬入できなかった場合であってもその運搬に関する費用は受託者の負担にて対応すること。
- ④施設の故障等により美濃園でゴミ受け入れができない場合、近隣自治体のゴミ焼却施設で処理を依頼することがある。その施設から搬出される焼却灰について、センターまでの運搬に要する費用は受託者の負担にて対応すること。
- ⑤美濃園の敷地内外を問わず、搬出物等積載物が落下した時は、直ちに回収し、清掃すること。
- ⑥センターの基地に搬入する際は、センターが指定したステッカーを運搬車両の指定された場所に常時付けること。
- ⑦運搬車両は、上記6で指定した搬入経路を通行すること。
- ⑧運搬車両は、道路交通法、その他法令を遵守すること。
- ⑨運搬車両は、常に整備及びタイヤ・ボディの洗浄を行うこと。
- ⑩搬入の際は、センターが発行する「搬入車証」を必ず受付で提示すること。
- ⑪センターの職員の指示を厳守し、「車止め」に注意して、自ら投入すること。また、センターの職員より別段の指示があった場合はその指示に従い、速やかに発注者に連絡するとともに、その指示に従うこと。
- ⑫その他詳細事項については、センターが策定する最新の「堺基地廃棄物搬入要領」を遵守して行うこと。

13. その他

- ①受託者が手配する代車について、運搬車両の登録変更手続きのため、自動車検査証の写し、センター発行の空車重量計量票、車両の写真（前面・側面・後面）、変更届出書等を発注者に提出すること。
- ②受託者は、委託業務の処理の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは、請け負わせてはならない。
- ③受託者の過失により、発注者の施設及び設備等を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、受託者の責任において原状回復すること。その際、発生する費用一切については受託者の負担とする。
- ④運搬中の交通事故等の委託業務の遂行に関して発生した損害を補償するために生じた費用一切は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が受託者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。
- ⑤委託業務で使用した貸与車両以外の機材については、受託者の責任において適切に譲渡

又は処分等を行うとともに、発注者はその機材の譲受及び処分等に係る費用の補償は一切行わないものとする。

- ⑥委託業務において、作業上必要に応じ保護具を着用する等安全対策を講じること。
- ⑦この業務の契約期間中において、発注者は旧施設の解体及び跡地整備等の工事を実施する予定であり、美濃園敷地内における焼却灰の搬出方法（ルート等）は変更される場合があるが、受託者はこれに応じるものとする。
- ⑧受託者は、契約締結から令和6年8月31日までの間に、焼却灰運搬車両に複数回同乗し、搬入経路の確認等の引継ぎを受けること。その際に受託者の同乗者に係る経費は受託者の負担とすること。
- ⑨この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受託者の両者による協議で定めるものとする。